

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に関する審議（7回目）

1. 日 時

令和6年2月29日（木） 10：30～10：45

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、大石美奈子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 木村、藤澤、宮田、廣井、田崎、近田

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和6年2月27日（火）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、審理の結果、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示について、貨物運送事業法附則第1条の3第1項に基づき国土交通大臣が標準的な運賃として定めることが適当である旨答申することとした。

（注）事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。